

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年12月 日

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可

次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和2年11月6日	広島県知事（般－29）第 21938 号	(有)和泉組	和泉 光則	広島県三原市 宗郷3-8-27	一部廃業	塗
令和2年11月6日	広島県知事（般－29）第 35273 号	(株)聖和	木梨 浩久	広島県尾道市 向島町12318-1	一部廃業	建, 大, 屋, タ, 内, 消
令和2年11月6日	広島県知事（般－27）第 20146 号	向井建設	向井 憲三	広島県呉市 伏原1-5-9	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年11月6日	広島県知事（般－27）第 33345 号	フジイ電工	藤井 裕治	広島県福山市 神辺町下御領841-5	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年11月6日	広島県知事（般－28）第 21337 号	日本精機(株)	藤原 力夫	広島県福山市 松永町1-40-1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年11月6日	広島県知事（般－29）第 31656 号	中村屋	齊藤 豊	広島県広島市安佐北区 あさひが丘5-19-8	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年11月6日	広島県知事（般－28）第 21029 号	(有)神廣建設	神廣 晴夫	広島県広島市安佐南区 八木4-8-8	一部廃業	建, 大, 左, 屋, タ, 鋼, 筋, 板, ガ, 塗, 防, 内, 絶, 具
令和2年11月6日	広島県知事（般－29）第 38372 号	(株)MS	佐伯 真聡	広島県広島市南区 比治山本町17-6-2F	一部廃業	土, 石, 鋼, 舗, しゅ, 水
令和2年11月6日	広島県知事（特－30）第 16832 号	(有)広島東報工事	井手 繁之	広島県広島市中区 光南6-3-1	一部廃業	消
令和2年11月6日	広島県知事（般－29）第 32736 号	(株)光成	野村 稔	広島県広島市西区 井口台3-36-1	一部廃業	土, 石, 鋼, 舗, しゅ, 水
令和2年11月6日	広島県知事（特－29）第 25848 号	(株)木下組	田中 敏彦	広島県広島市佐伯区 五日市町大字石内5998-1	一部廃業	園
令和2年11月6日	広島県知事（般－28）第 897 号	(株)大塚建設	植田 敏夫	広島県広島市安佐南区 長束1-17-28	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年11月6日	広島県知事（般－28）第 33620 号	(有)大翔	白川 正春	広島県広島市西区 己斐上2-50-11	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年11月6日	広島県知事（般－30）第 32198 号	(有)山口建築工房	山口 裕二	広島県広島市安佐南区 緑井1-14-12	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年11月6日	広島県知事（般－27）第 20231 号	(有)土谷電業	土谷 克敏	広島県広島市西区 大宮2-3-2	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年11月12日	広島県知事（般－27）第 23974 号	(株)マックコーポレーション	多岐 幸路	広島県広島市東区 光町2-8-24	一部廃業	建, 鋼
令和2年11月20日	広島県知事（般－2）第 37398 号	ヒコ住設	野方 博之	広島県広島市佐伯区 八幡東3-10-5-302	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年11月20日	広島県知事（般－28）第 14705 号	(株)愛晃	須山 隆文	広島県広島市南区 西蟹屋4-8-17	一部廃業	筋, 舗, しゅ, 水, 解
令和2年11月27日	広島県知事（般－27）第 37616 号	(株)中博ロード	中村 健太	広島県三原市 本郷北3-6-6	一部廃業	塗
令和2年11月26日	広島県知事（般－27）第 37657 号	(有)東広島住宅建材	宮迫 和行	広島県東広島市 八本松町吉川3269-5	一部廃業	大, 屋, タ, 内
令和2年11月27日	広島県知事（般－2）第 19829 号	(株)波平建設	重原 徹	広島県広島市安佐北区 口田南1-9-3	一部廃業	土, 石, 舗, しゅ, 水
令和2年11月27日	広島県知事（般－28）第 11228 号	伍光(株)	石本 秀憲	広島県広島市佐伯区 皆賀3-19-3	一部廃業	園

※上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業